

今月のテーマ

脳血管疾患の早期発見・早期治療を！

脳血管疾患は、平成28年の日本人全体の死亡原因の8.4%を占め、がん、心疾患、肺炎に続き第4位となっています。自動車運送事業者においても、運転者の脳血管疾患により、運転を継続することができなくなった事案が、毎年数十件発生しています。**運転中に脳血管疾患を発症した場合、意識障害、意識消失、運動麻痺等により、重大事故を引き起こす可能性が高まります。**このような状況を受け、平成28年12月に、道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨、法律上明記されました。また、今月国交省でガイドラインも策定されました。ガイドラインをもとに、**発症前の『早期発見・早期治療』を目指し、脳健診を活用し、運転者が健康で安全に業務ができる職場環境にしましょう。**

症状

脳血管疾患の主な初期症状には図1のような症状が見られます。運転者にこのような症状が見られたら、すぐに専門医療機関で受診させるようにしましょう。

原因と予防法

脳血管疾患の予防のため、事業者は、通常の健康診断等を通じて、運転者の健康状態や疾患につながる生活習慣の適切な把握、管理に努めましょう。(図2 原因と予防法)

また、定期健康診断や人間ドックだけでは、脳血管の異常を発見することは難しいと言われています。脳健診を受診させることにより、早期発見に努めましょう。

脳健診とは

脳健診には、「脳ドック」や「脳MRI健診」があります。できるだけ多くの運転者を対象とすることが望ましいですが、図3に該当するようなリスクの高い人から優先して受診させましょう。

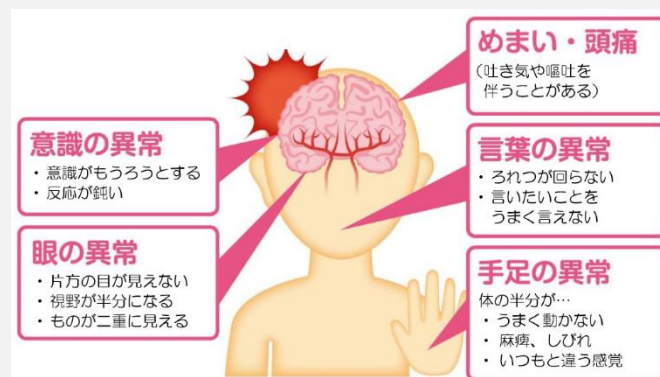


図1 自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドラインより(国土交通省)

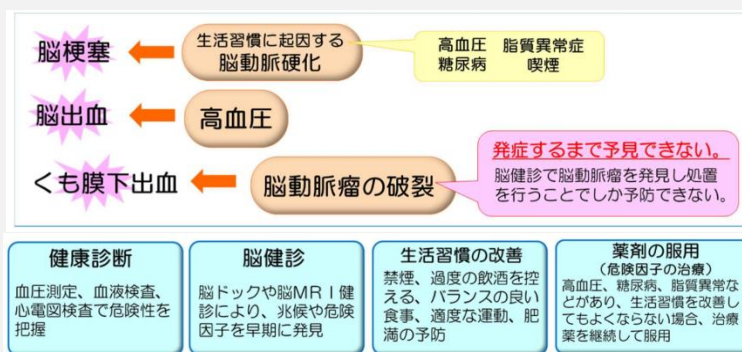


図2 自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドラインより(国土交通省)

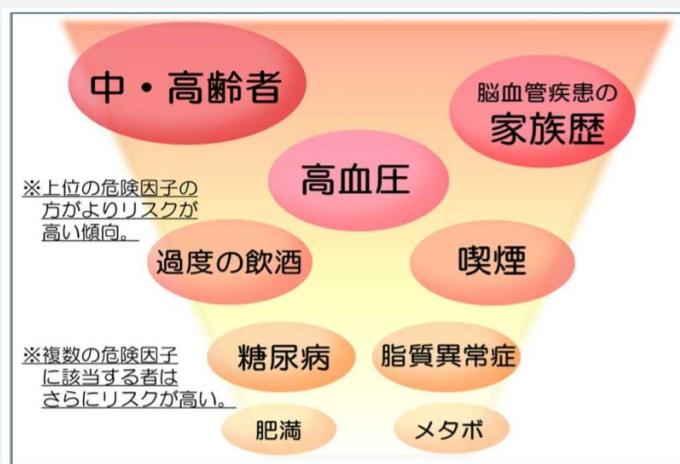


図3 自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドラインより(国土交通省)

発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問合せ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

トラバス